

四日市市告示第158号

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第105号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県外からの移住者が定住するための空き家住宅又は空き建築物においてリノベーション等を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第138号）、<u>四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第137号）及び四日市市子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第104号）</u>による補助金の交付（<u>直近の転入日からこの要綱による補助金の交付決定までの間に受けた四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第138号）及び四日市市子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション補助金交付要綱による補助金の交付を除く。</u>）を<u>過去に受けたことがないこと</u>。</p> <p>附 則 (有効期限)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県外からの移住者が定住するための空き家住宅又は空き建築物においてリノベーション等を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第138号）<u>及び</u>四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第137号）による補助金の交付を受けたことがないこと。</p> <p>附 則</p>

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。	(有効期限) 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
-------------------------------	---

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)